

議案第200号

福岡市印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 9 月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、住民基本台帳法の一部改正により、住民基本台帳カードが個人番号カードに切り替わることに鑑み、民間端末機を介して行う印鑑登録証明書の交付の手続に関し所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市印鑑条例の一部を改正する条例

福岡市印鑑条例（昭和35年福岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項を次のように改める。

第11条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、規則で定める請求者識別カードを利用して民間端末機（本市の電子計算組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。）と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末装置であつて、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を介して、当該登録印鑑について証明を求めることができる。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。